

## 南砺市農業委員会第 26 回総会会議録

- 1.招集日時 令和 4 年 8 月 5 日
- 2.開会時刻 令和 4 年 9 月 6 日 午後 1 時 55 分
- 3.閉会時刻 令和 4 年 9 月 6 日 午後 3 時 00 分
- 4.場 所 福光庁舎別館 大ホール
- 5.委員定数 20 名
- 6.出席委員 17 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	欠	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	出
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	欠
6	林川 昭三	欠	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

### 7.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 122 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 123 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 124 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 125 号 空き家に付随した農地の指定申請について

## 議案第 126 号 農地の非農地証明願いについて

第 3 協議第 20 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

第 4 報告第 56 号 農地転用制限の例外に係る届出について

報告第 57 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

### 8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

### 9.会議の概要

事務局長 定刻より前ではありますが、出席予定の方は全員お揃いになりましたので始めたいと思います。

本日は台風 11 号の中、フェーン現象で暑い中、また田んぼの方もお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。稲のほうですが雨が長く続いていることでもありましてなんとなく作業が若干遅れ気味なような状況であります。今日はいくくも昨年 9 月 6 日に福野のほうで雹が降った日ということで、2 年連続 9 月 6 日はあまり天候が良くない日となりました。このあと被害がないことを祈っています。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数 20 名中 17 名の出席であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長 皆様本日は本当にお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。台風の被害も風だけで終わるような感じでございます。雨の被害はないようでございますが、このまま台風が通り過ぎてくれればと思っています。今日はちょっと皆様方におつなぎしたいことがあります。先般、8 月 22 日に開催されました県の農業会議の常設審議会で農林水産公社、これは中間管理機構ですが、こちらが案として出されたわけ

なのですが、田んぼの借賃を固定型でなく変動型にさせてほしいということでした。最初の契約の時点でお互いに契約書に変動型を取り入れるという契約を結べば、市町村でこれだけになりましたと提示をするとそれを動かせるということでございます。では市町村はどこで決めるのか、毎年農業委員会で標準賃借料というのを決めて、これを公開しているからそれを参考にしたいということを中間管理機構が提案してきたわけです。それで私は、賃借料は自分たちもやっておりますし、公開もしているけど、それは農業委員会の義務ですかと問うたら、そういうことはどこにも書いてない、農業委員会の義務ではないけど農業委員会が農家のためにということで毎年標準賃借料というものを決めておられますと。それで、さらにそんな簡単に出来るわけないですと言ったら農業会議の事務局が南砺市が一番難しいです、あなたがたが標準賃借料を決めるのに一番苦労しておられます、ほかのところはあなたがたほどの難しいことはないと言うわけです。中間管理機構は、大きい農家の方がどうしても変動型を入れてほしいと言って来られるので、それを取り入れたいのだと説明されました。しかも令和5年度からそういうふうに行っていきたいということです。ですから私たちもこれからいろいろな情報を集めて、より正確な標準賃借料というものを作らなければ農家の方に迷惑がかかるのではないかと、こんなふうなことを考えているわけです。まだ農業委員会には連絡がきてないと思いますが、先月22日に報告事項として出たことで、こちらから質問しても中間管理機構からは返答はなかったわけです。ただ、資料に基づいて説明があっただけで答えはなかったわけです。以上皆様方におつなぎをしておきたいと思っております。

会長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

本日の署名委員は16番委員、17番委員の2名の方よろしくお願いたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第122号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第122号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回4件の申請がありました。  
面積は すべて田で 13,989 m<sup>2</sup> です。  
受付番号1番です。

7/5の総会で承認いただいた農地付き空き家の案件です。譲受人〇〇〇さんは現在市外のアパートにお住まいですが、勤め先が南砺市ということで申請地を空き家とセットで購入し、夫婦で畑をされたいということです。野菜全般を作りたいということで草刈機と小型耕運機を購入予定です。

受付番号2番と3番です。

譲渡人は〇〇〇〇〇破産管財人弁護士〇〇〇さんで、譲受人は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんです。2番は仲間田の方に購入していただくことを考えましたが、どちらも農地を取得できる状態にないことがわかり、今回の譲受人が譲り受けることになったものです。3番は仲間田となっていた方なので仲間田の解消ということです。

受付番号4番です。

譲渡人〇〇〇〇さんは市外にいて耕作できる見込みがないため、現在耕作していただいている譲受人株式会社〇〇〇〇に譲り渡すものです。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第122号 農地法第3条の規定による許可申請に対し意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

議長

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第123号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 123 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 3 件の申請があり、田 789 m<sup>2</sup> 畑 138 m<sup>2</sup> 計 927 m<sup>2</sup> です。

駐車場	1 件	畑	1 筆	138 m <sup>2</sup>
分家住宅	2 件	田	2 筆	789 m <sup>2</sup>
計	3 件		3 筆	927 m <sup>2</sup>

受付番号 1 番です。

R4. 2 月除外受付の案件です。申請地は譲渡人〇〇〇〇の母の実家の土地で叔父の土地です。令和 3 年に破産の手続きを開始されたので、譲り渡し人は、破産管財人である弁護士の〇〇〇さんです。譲受人は製靴業を営んでおり、事業の一環として、母の実家において年 5 回靴づくりのワークショップを開催しています。ワークショップの参加者のほとんどが自家用車を利用しての来場で、会場の家屋には空きスペースもなく、参加者の駐車場が確保できないそうです。申請地は会場である実家に隣接しているので駐車場として利用したく申請するものです。会場全体としては事業用 2 台、来客用 17 台分確保したいと考えており、申請地である畑部分には計 19 台のうち 7 台分を配置予定です。

農地区分は 1 種農地、許可基準は既存地拡張と判断しております。

受付番号 2 番です。

R4. 4 月除外受付の案件です。譲受人〇〇〇〇は仕事の関係で住民票は実家にありますが、現在は市外のアパートにお住まいです。結婚して 1 年あまり、来年には子供も生まれる予定なので、アパートでは手狭になるということで、新居を建てる計画を立てられました。実家に隣接しており、子供の世話を親や祖母にしてもらい夫婦共働きを継続したいとのこと

です。  
農地区分は公共的な施設が 500m 以内に 2 か所あり、上水道と下水道が埋設されている道路に面しているということで 3 種農地と判断し、許可基準は原則許可となります。

受付番号 3 番です。

R3. 10 月除外受付の案件です。譲受人〇〇〇と〇〇〇〇は夫婦でありまして、現在妻の実家に同居しています。実家には 6 人で住んでいますが、昨年子供が生まれたこともあり、手狭になってきたということです。また、実家は平成 7 年に増改築しているが、もとの部分は老朽化が進んでいることもあり夫婦の住宅を建てたいと考えたそうです。申請地なら実家との行き来もしやすく子供の面倒も見てもらいやすいということで選定したとのことです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は集落接続と判断しました。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 123 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 124 号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 124 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 利用権設定等に関する案件で、今回は 8 月分として届出があり、市長部局から諮問があった分を掲載してございます。今回、3 件・4 筆の申請がありました。面積は、すべて田で 6,835 m<sup>2</sup>です。

すべて〇〇地域でございます。1 番は再設定ということで賃料もこれから協議をされると伺っています。2～3 番は受け手

が同じ方です。新設定とはなっていますが、2番の貸し手のお父さんの時代に2筆とも請け負っていたそうで、そのあと亡くなられて現在は以前から受け手の方をお願いしていたのですが、このままではよくないということで今回正式に設定することになったそうです。

流動化率は前回より微減の56.93%です。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第124号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第125号 空き家に付随した農地の指定申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第125号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 申請件数は1件です。〇〇地域内で、田1筆214㎡です。受付番号1番です。所有者は兄妹である〇〇〇さんと〇〇〇〇さんのお二人です。本日お忙しくて〇〇委員さんにご欠席ですが9/2の午前中にお忙しい合間をぬって現地確認いただきました。地図を見ていただきますと、本家北側に立派なおうちがありましてその南側にあります農地でした。畑はいくつか作付けしてあるようにも見えました。すいかのような蔓ものもありましたしどなたかが作っておられるような畑もありました。かつての水戸口、水戸尻も確認はしてきました。委員さんのお言葉もお伝えしましたが以上でございます。

議長 何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 125 号 空き家に付随した農地の指定申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 126 号 農地の非農地証明願いについて、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 126 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は 1 件の申請がありました。

〇〇地域で 畑 10 筆 1,466 m<sup>2</sup>の申出がありました。

受付番号 1 番です。

資料ですが、空撮に登記図に似たものがかぶせたようなものですので、正確な位置もお示しできないのですが、ご本人さんも 50 年近く行ったことがない、どこにあるかも分からないというふうに言っておられるようなところですので山林になっているのかなと思われます。8 月 24 日にまずは机上で〇〇委員さんと確認してお話してましたら、〇〇のほうは民家の裏手だからもしかして見れないかなということで、一緒に行って現地確認をしてきました。そのときの写真を掲載してあります。水路の敷地を挟むような形であったところですのでこのへんにあったんだなという確認をしてきたところです。ご同行いただいた〇〇委員さんにご意見を伺いたいと思います。

〇〇委員

先般、8 月 24 日に事務局と現地を見に行ってきました。一部平場みたいな場所で畑だったのかなというところを見ってきました。杉の木が植わっていたり竹林になっていたりと畑地





て新居を構えたいということで申請地を選定されたものです。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。  
協議第 20 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

議長 報告第 56 号 農地転用制限の例外に係る届出について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝報告第 56 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 届出件数は 1 件です。  
受付番号 1 番です。  
譲受人は〇〇〇〇〇〇(株)で譲渡人〇〇〇〇さんの田 41 m<sup>2</sup>の内 2.25 m<sup>2</sup>に携帯電話無線基地局を設置するものです。工期は 9 月 20 日から 10 月 20 日の 1 か月間の予定です。転用許可の不許可の例外に該当するため、届出により報告させていただきます。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長 報告第 57 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事務局より説明を求めます。

＝報告第 57 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 5 件の届出がありました。  
面積はすべて田で 12,912 m<sup>2</sup>です。  
受付番号 1～2 番は、5 条申請するために合意解約するものです。  
受付番号 3 番は、3 条申請するために合意解約したものです。  
受付番号 4～5 番も、3 条申請するために合意解約したものです。

議長

この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。  
(特になし)

議長

その他について事務局からお願いいたします。

事務局

- ・農地パトロールについて (9/27～29 を予定)
- ・南砺市の記事掲載の全国農業新聞配布

議長

全体を通じて何かご質問・ご意見等ありますか。

〇〇委員

さきほどの中間管理機構の話ですが、組合員の方が借りて契約更新するときは手続きが簡素化されるというふうに思ってもいいということですか。地代を下げるときは全農家の方のはんこをいただいたのですが、その手続だけで結構大変で、それがなくなるということでもないのでですか。

会長

手続きは一緒ですが、金額を変えたいとき、今まで一回一回契約し直していたものが簡単になるということです。それを農業委員会で決めた標準賃借料をもとにしてやるので、農業委員会は毎年中間管理機構に報告しなさいということなんです。

〇〇委員

わかりました。

議長

まだほかにございませんでしょうか

〇〇委員

今ほどの話なんですが、水田協とかの会合でたまに今年賃借料をいくらにしましょうかという話が結構ある。私もどっちの立場か分からないが、請負耕作の人とか農協の方とかいますよね。事業でやっている方は少しでも賃借料を安くしたい、私は農業委員で参加しているのですが、それに賛成していいのか、もっと高い金額を言っているのか、とりとめのない話ですが、現実はまだ聞いていない次第なんですよ。農業委員とすれば賃借料は少しでも払ってあげたほうがいいのかなと思うけど、そこらへんどんな立場でいたらいいのか。

会長

おっしゃるとおりです。標準賃借料をいつも農業委員会で作って広報に載せている。でも今後はそんな簡単な考えでやっているといいのかということです。直接契約している農家に関わってくる金額を出すものですから、それで私も事務局に賃借料情報の公表は農業委員会の義務ですかと聞いたら、それは違います、義務ではないですとの返答。義務ではないものをあてにして中間管理機関がやるというのはなんかおかしい気がするんですけど、南砺市が一番難しいと言われたからか、ほかのところからは全然意見が出ないんです。今日皆様方にお話ししたのは、早めに皆様方に流しておけば、2月くらいにそこらへんの情報が入ってくるのではないかなと思って先にお伝えしたわけですよ。

〇〇委員

標準賃借料が変われば当然契約はし直しなんですよ。

会長

いえいえ、最初に変動型と契約しておくのです。案がここにあるんですけど。

〇〇委員

それは更新のときですね。

会長

最初に変動型を取り入れますということで契約しておくのです。そうすると農業委員会が出した標準賃借料に基づいて変更していいですということで両方に案内を出すのかなと思います。そこらへんちょっとまだ決まっていらないのですが。

〇〇委員

農政課に持ってくる書類も若干変わってくるということ

ですよね。

事務局

まだ情報が事務局に来ていないので、分かっていないのですが、今の話を聞いていると、中間管理機構で借りたとき変動型にするということにすれば、農業委員会が公表した賃借料がもし昨年比べて千円あがれば、賃借料も自動的に千円あがるということなんだと思います。変動型というのは、その数字でいいよということなんだと思います。本人同士が決めたものではなくて、農業委員会が決めた数字で賃料を払っていくのでいいよという形になるのだと思います。

会長

農業委員会が決める参考賃借料を広報に載せる、これに連動させるところ書いてあります。

事務局

ただ、南砺市は同じ集落というか同じ地名のエリアでも反収というか、田んぼの状況が全然違うところが多いと思うので、簡単にはその方向にはいかないのかなと思います。それも米の単価が下がってきてたりして、反収にもかなり影響されるのではないかなと思いますし、農業委員会の反収をそのまま使ってやるとなったら若干高めに推移する可能性もありますので、もう少し安くしてほしいというところであれば変動型を使わずに今まで通りのやり方をやられることがあるのではないかと思います。

〇〇委員

賃借料は相当ばらつきありますよね。毎月の案件を見てますとね。それは地域によってやむを得ないことなんでしょう。

事務局

南砺市の場合、地域としての数字がばらついているのでやりにくいのかなと、そういうことを農業会議の事務局の方は言っておられるのかなと思います。

〇〇委員

そもそも相談して決めているものを、今度は農業委員会が金額を定めて変動型にしますと、それも来年からしますと言って皆さん分かりましたとなるものなのか。そんなこと絶対不可能でないかと思う。

事務局

最初に変動型にしますよと双方で決めてしまえばそれでい

くんで、それが嫌なら変動型にしなければいいということです。

〇〇委員 その都度協議ができるという変動ではないのか。

事務局 そうではないです。変動型にすれば地域が標準単価でいけるということで、一斉に変更契約しなくてよくなるので大きい農家は楽だろうということ、一人ひとりと話をしなくてもよくなるということです。

〇〇委員 変動型にしますよということを明記すればそれで了解になるということですね。

事務局 そういうことですね。変動型に了解されれば、公表された数字に自動的に動くということです。本来は双方の合意があって上げ下げするところですが。でもみんなが変動型にしてしまったら、数字があまり分からなくなるような気がします。

〇〇委員 変動型で今やっているところはあるのか。

事務局 これからやりたいということです。

〇〇委員 なるほど。ほかの県とかほかの地域ではどうか。

会長 存じておりません。

事務局 変動型をやると今までこちらのデータをもとに決めてますけど、そもそもデータが減ってくる可能性があるのもので、実際の取引価格が分かりにくくなって、ちょっと農業委員会で調整を入れないと難しくなるかもしれないです。今まではこちらで示した数字をそれでOKかだけだったのですが、これからはたぶん今年これではちょっと高すぎるから少し下げましようという意見がでてくるかもしれないです。

〇〇委員 一度公社と内容を詰めてみた方がいいのではないのか。

事務局 変動型をやることによって貸してる人・生産者どちらがプラスになるか私たちが今聞いたばかりなのでわからない状況

です。

〇〇委員 農業委員会の数字で変動するとなるとこれは大変なことだ  
と思う。現在自分の〇〇〇地域でも3～4段階ある。

事務局 たぶん選択はできると思います。従来どおりもできるし、  
変動型にもできるんだと。

〇〇委員 当初の契約に連動型というのを入れないで出来るのであれば、  
南砺市もついていけるし、強制的だと言われれば南砺市  
は無理だしということですよ。

事務局 これまでなかったものを来年から選択できるようになるとい  
うことかと思えます。

事務局 集落営農の場合は集落で集まって話し合いができるから、割  
と統一できると思いますが、大きなところはとても範囲が広  
いもので、一人一人の契約とか全部調整して毎年改定してい  
くのが面倒だからそういう話が出てくるのだと思います。そ  
れが良いのか悪いのかは分かりませんが、とりあえず選択  
制になると思いますので、そっちの方向がもしよければ選  
ばればいいですし、逆に費用がかさむ場合もありますので、  
必ずしもいいとも言えないです。

〇〇委員 理解できました。

会長 ここにあるスケジュールをみると、3月に市町村等において  
借賃変動型の出し手・受け手への案内文を送付することにな  
っています。

〇〇委員 南砺市と中間管理機構で現状にあわないからこうやりたい  
んだと覚書を交わさないといけない必要性が出てくるように  
思うが。

会長 話し合いはあると思います。

事務局 中間管理機構との話し合いがありますので、状況に応じて  
係長なり課長が出席して質問をしてきて、南砺市は任意にさ

せてもらわないと難しいということは言っていないといけないかもしれないです。

会長 先日出たばかりの文書ですから、これからいろんな意見が出ると思います。今後話し合いもあると思います。

議長 その他ご意見等ありますか。

(特になし)

議長 以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

次回の総会は令和4年10月4日(火)午後2時から、場所は福光庁舎3階大ホールとなります。

以上で、南砺市農業委員会第26回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後3時00分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長